

## 簡易公募型指名競争入札実施要綱

平成12年6月15日 建情第466号  
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、  
各部局長、各地方部局長あて  
農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長

道が発注する建設工事の請負契約を、簡易な手続で公募した者の中から競争入札の参加者を選考して行う指名競争入札の方法により実施する場合の事務処理について、「簡易公募型指名競争入札実施要綱」を制定したので、この事務処理について適正に行ってください。

農政部事業調整課契約指導係  
水産林務部総務課工事管理係  
建設部建設企画室建設情報課工事管理係  
出納局総務課企画係

## 別紙

### 簡易公募型指名競争入札実施要綱

#### (目的)

第1 この要綱は、北海道が発注する工事の請負契約を、簡易な手続で公募した者の中から競争入札の参加者を選考して行う指名競争入札(以下「簡易公募型指名競争入札」という。)の方法により実施する場合の、基本的な事項を定めることを目的とする。

#### (対象工事)

第2 支出負担行為担当者(北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第204条の19及び第204条の20の規定に基づき公有財産取得事務の依頼を受けた部長を含む。以下同じ。)は、地形地質条件及び代表的工種や構造等から定まる施工上の技術的難度が比較的平易で、おおむねの数量等を示すことにより工事の全体像を示すことが可能な工事のうち、適当と認められたものについて簡易公募型指名競争入札を行うものとする。

#### (入札参加希望者の公募)

第3 支出負担行為担当者は、公募内容を、新聞紙、掲示その他の方法により周知するものとする。

#### (入札参加希望者の要件)

第4 簡易公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 財務規則第143条の規定に基づき知事が作成した競争入札参加資格者名簿(工事関係)中、発注工事と同種の工事種別に登録されている者で、かつ、支出負担行為担当者が指定する工事等級に格付されていること。
- (3) 入札執行日までの間、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。  
また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第17条に規定する特定建設業者で、北海道内に同法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
- (6) 発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績が

あること。

- (7) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (9) 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 共同企業体の場合にあっては、前9号のほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。

なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(入札の参加申請)

- 第5 簡易公募型指名競争入札の指名を受けようとする者は、別に定める簡易公募型指名競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を支出負担行為担当者に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、公募した日の翌日から起算して、おおむね10日とするものとする。

(入札参加希望者の要件の審査及び指名業者の選定)

- 第6 支出負担行為担当者は、第5第1項の申請書を受理したときは、合議制の組織(以下「委員会」という。)においてその内容を審査させるものとする。
- 2 委員会は、前項の審査結果を指名選考委員会に報告するものとする。
  - 3 指名選考委員会は、前項の報告を受けた者のうち指名対象者としての要件を満たした者の中から簡易公募型指名競争入札参加者を選考するものとする。
  - 4 支出負担行為担当者は、申請書の提出期限の日からおおむね30日以内に、前項の選考結果に基づき簡易公募型指名競争入札参加者を指名するものとし、書面で当該指名業者及び非指名業者(第1項の審査により指名対象者としての要件を満たさなかった者を含む。)に、その旨を通知するものとする。
  - 5 支出負担行為担当者は、前項の非指名業者に対する通知には、当該通知をした日の翌日から起算して5日(北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に指名されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
  - 6 支出負担行為担当者は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非指名業者に対し書面により回答するものとする。
  - 7 支出負担行為担当者は、前項の回答において、回答を受け取った日から5日(休日を含まない。)以内に、指名されなかった理由の説明について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
  - 8 支出負担行為担当者は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非指名業者に対し書面

により回答するものとする。

- 9 支出負担行為担当者は、前項の回答において、指名されなかった理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

（その他）

- 第7 この要綱の実施に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長及び建設部長が別に定めるものとする。